

別紙1 <実施細目8及び9 関連>

① 随意契約の方法

随意契約には、見積合わせ、一者随意契約及び企画コンペ方式がある。

- (1) 見積合わせは随意契約の原則的方法であり、2者以上の見積書を徴すること。
(新潟東港地域水道用水供給企業団契約規程第28条)
- (2) 一者随意契約は下記②の(2)から(9)に該当する場合に限り行なうことができる。
- (3) 企画コンペ方式は、複数者から企画・アイデア・デザイン等を含めた提案を受け、その内容を比較・検討し優れたものを採用する方法である。

② 地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号及び例示

(1) <第1号>

予定価格50万円以下のものをするとき。

(2) <第2号>

性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

ア 特殊な技術・知識・手法等を要するもので他に受注できるものがないとき。

イ 総合評価契約方式により採用した者を行う契約及び同者を行う2年目以降の契約。ただし、真に的確性を有するか否か年度毎に検討すること。

ウ 企画コンペにより採用した者を行う契約。

エ 国又は他の地方公共団体その他公共団体、特別の法律により設立された法人又は公益法人と直接契約を締結するとき。ただし、公益法人等の場合において発注する業務が法人設立目的を達成するための本来事業（公益事業）ではなく、収益事業に当たるときは原則として競争によるものとする。

(3) <第3号>

障害者に対する職業訓練や授産を行う施設において製作された物品を買い入れる契約を締結するとき、又は高齢者又は母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体から役務の提供を受ける契約を締結するとき。

(4) <第4号>

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約を締結するとき。

(5) <第5号>

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6) <第6号>

競争入札に付することが不利と認められるとき。

ア 機械・設備等の保守点検のように、その設置者を相手方とすることに経済性や信頼性などに著しい優位性が認められるとき。

イ 機械設備を伴う警備業務等で継続して契約することに優位性が認められるとき。

(7) <第7号>

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。

(8) <第8号>

競争入札に付し、入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(9) <第9号>

落札者が契約を締結しないとき。